

平成30年4月16日

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）
平成30年度語学研修・海外研修参加支援プログラム募集要項
（平成30年4月期募集）

筑波大学（以下「本学」という。）が主催、学内組織が主催又は共同して海外において開催する語学学習を伴う研修プログラム又は専門科目に関する学修、調査・研究など（以下「海外研修プログラム」という。）に参加予定の本学の学生で、語学研修・海外研修参加支援プログラムによる支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、下記により申請してください。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は次の(1)～(2)に掲げる要件を全て満たす者を、海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共同して海外で開催する本学側の責任者から申請することとします。

- (1) 平成30年4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者（休学中の者及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生を除く。）とし、海外研修プログラムへ1週間から1か月程度の期間参加する者
- (2) 海外研修プログラムを開催する学内組織の長または共同して海外で開催する本学側の責任者が、予め将来の本格的な留学への動機付けとなり得ること、学習効果が期待されることなどに加えて、受講に際しての専門分野、専門性等を加味して海外研修プログラム毎に、同プログラムへ参加する者のうちから推薦した候補者

2 対象期間

原則として、平成30年7月1日以降に出発し、平成31年3月31日までに帰国することとします。

3 採用人数

平成30年度は300人程度を予定しています。

4 支援金の支給内容

支援金は、採択された用務に対して本邦を発着する旅費の一部として上限10万円とし、地域指定額（東アジア5万円、その他10万円）を、原則として、支援学生が海外研修プログラムへ参加するために渡航する前に支給し、帰国後に精算を行います。

なお、筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

（注意）「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施

のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費(運営費交付金)、又は使用可能な外部資金を旅費として合算使用することは妨げません。(外部資金を使用する場合は、使用目的等を十分に確認してください。)

なお、「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ!筑大生)」により支援される海外留学に、学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択を取り消すものとします。

さらに、申請後に、辞退することとなった場合は、支給した支援金の全額を返納してください。

5 出願に必要な書類

海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共同して海外で開催する本学側の責任者は、次の書類を提出してください。

- (1) 語学研修・海外研修参加支援プログラム申請書(様式1)
- (2) 参加する海外研修プログラムの内容、開催日程、行程表などを記した書類(写し)
- (3) 「1 応募資格及び条件」の(2)に基づき選考した候補者の名簿(学生名、学籍番号、所属の教育組織、学年、連絡先(電話及びメールアドレス)、語学スコア・海外留学経験などを記載)(様式2)

6 出願書類提出期限及び提出先

海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共同して海外で開催する本学側の責任者は、出願書類を平成30年5月25日(金)17時までに関連する教育組織の対応エリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。

ただし、現在、実施予定であるが、参加者未決定や日程が確定に至っていないため、今期の申請に間に合わないなどの海外研修プログラムの申請については、問合せ先(第9項)にご相談ください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、グローバル・コモンズ機構国際交流支援部門企画・審査委員会が行う書類審査の結果により選考を行い、学長が決定した後に、採否について海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共同して海外で開催する本学側の責任者へ通知します。

採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) 出願書類の様式は、専用のウェブサイトからダウンロードが可能です。

(URL <http://www.tsukuba.ac.jp/students/go-abroad/scholarship.html>)

- (2) 申請者である海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共同して海外で開催する本学側の責任者は、参加学生から海外研修に係る報告書を提出させるなどして取りまとめ、帰国後2週間以内に語学研修・海外研修参加支援プログラム報告書(様式2)を、関連する教育組織の対応を行うエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。
- (3) 海外渡航の際には、「海外渡航届」を必ず提出してください。なお、「海外渡航届」

の提出がない場合は、支援金の支給を保留することがあります。

- (4) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「旅レジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険（学研災）の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

9 本件に関する問合せ先

学生部学生交流課（海外留学）

電話 029-853-6067

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp